

給水装置修繕工事届出書

茨城県南水道企業団 企業長 殿

水栓番号		届出日	年	月	日
工事場所					
修繕工事 依頼者	フリガナ			電話番号	()
	氏名				
区分	<input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他 ()				
届出者 (工事施工者)	指定給水 装置工事 事業者	住所			
		事業者名			
		電話番号			

修繕工事 依頼日	年	月	日	修繕工事 完了日	年	月	日
-------------	---	---	---	-------------	---	---	---

修繕箇所					
------	--	--	--	--	--

修繕内容					
------	--	--	--	--	--

構造材質基準 適合確認	修繕工事後の給水装置の構造及び材質について、水道法施行令第5条の基準に適合していることを確認しました。				
	主任技術者	号	確認日		
	免状交付番号	第		年	月
	氏名			日	

<p>【 施工概要図 】</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給水装置に係る工事は、茨城県南水道企業団の指定を受けている指定給水装置工事事業者でなければ施工できません。 2. 給水装置の原形を変えない範囲の修繕工事については、本書による届出としますが、配管経路に変更があるものやメーターの位置に変更が生じる場合については、給水装置工事申込書の届出が必要となります。 3. 法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更については届出不要です。 ※ 軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）となります。 										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">水道技術管理者</td> <td style="width: 15%;">課長</td> <td style="width: 15%;">課長補佐</td> <td style="width: 15%;">係長</td> <td style="width: 15%;">受付</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	水道技術管理者	課長	課長補佐	係長	受付					
水道技術管理者	課長	課長補佐	係長	受付							